

スポーツクラブセイシン千代田は厚生労働大臣より指定運動療法施設の認可を受けています

当施設は厚生労働大臣より指定運動療法施設の認可を受けております。運動処方箋を発行された方が当施設を利用された場合、月会費が医療費とみなされ、その一部が還付の対象となる場合がございます。適用対象者、適用条件等は下記の内容をご覧ください。

1. 控除の対象

実施される運動療法が次の条件を満たす場合の利用料金が控除の対象となる。

なお月会費以外の有料サービスの料金等は含まれない。

- ◇高血圧症、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等の疾病で、医師の運動処方箋に基づいて行われるものであること。
- ◇概ね週一回以上の頻度で、8週間以上の期間にわたって行われるものであること。
- ◇運動療法を行うに適した施設として厚生省の指定を受けた施設「指定運動療法施設」で行われるものであること。

2. 施設の指定

厚生労働省が指定運動療法施設として指定する際の主な要件は次のとおりである。

- ◇「厚生労働大臣認定健康増進施設」であること。
- ◇施設に提携医療機関が付属されているか、または提携医療機関の担当医が「健康スポーツ医」として認定を受けていること。
- ◇運動療法の実施に関して、提携医療機関から随時指導・助言を受けられること。
- ◇運動療法の実施にかかる1回ごとの施設利用料金（5,000円以内）が設定されていること。
- ◇会員制の施設であっても、運動療法のために必要な場合には会員以外の人にも利用させること。
- ◇運動療法の実施に際しては、健康運動指導士及び健康運動実践指導者に指導を行わせること。
- ◇少なくとも4週間に一度、医師による症状改善等の経過観察を受けさせること。

3. 医療費控除の手続き

患者は確定申告の際、税務署に、施設利用料金の領収書と合わせて、「運動療法実施証明書」を提出する。

運動療法実施証明書は、施設が作成し、運動療法処方箋を発行した医師が内容を確認し、署名・捺印をする。

